介しておこう。

# 若狭の一つ物

-王の舞との関連に触れて-

四、一つ物の諸相 六、一つ物と王の舞 三、一つ物の研究史 若狭の一つ物 結びにかえて

二、一つ物の輪郭

はじめに

はじめに

る童児の登場することがある。まずは試みに、定義の例を二、三紹 各地で古くから行なわれている神事のなかには、一つ物と呼ばれ

祭礼に出る特別な扮装の童子で、おそらく神霊の憑坐から発展したも

のと考えられる。

橋

本

裕

之

で、名の如く一人だけ、扮装にも特別な風俗が見られる。(2) 祭礼に奉仕する、特別の童児をいう。馬上で出るのが各地 共 通 の例

天満宮の祭礼などに登場する一つ物あたりがすぐさま思い出される る御船祭に出る一つ物人形や、同じく和歌山県の那賀郡粉河町にあ れている事例としては、和歌山県新宮市の熊野速玉神社で行なわれ は、さほどちがいは見出せない。こうした一つ物のうち、よく知ら る粉河寺の鎮守丹生神社の 六月会(粉河祭)、 兵庫県高砂市曽根の いくらか色合いが異なっているとはいえ、ここに列挙した定義に 連があり、神に選ばれた者の義。ヒトツ火・ヒトツ松の信仰もこの意味 で、目深く笠・布などをかぶらせられ、御一物(オヒトツモノ)と呼ぶ。(3) から生れた。祭りの行列に加わる、依坐の童児を、面ざしのかくれるま ひと(人・先天魂の一つなるヒ――血液浄化作用――を持つ者)と関

まずまちがいないと思われるものまで含めると、若狭にもいくつかも決してその例外ではなく、とくに一つ物とは称していなくても、が、じつはそれ以外にも類例は少なからず存在している。若狭地方

の事例を確認することができるのである。

しておくことが必要になってくるだろう。
しておくことが必要になってくるだろう。
しておくことが必要になってくるだろう。

も、ほかの地域にはない特色が見受けられる。その意味では、このは、永島福太郎が宇治離宮明神祭や春日若宮おん祭との関連で論及しており、一つ物をめぐる現在の研究水準を示している。あわせて、各地への伝播を示す事例についても、いくつか紹介しているのがえるべきことはほとんど残されていないとも思われたが、若干の加えるべきことはほとんど残されていないとも思われたが、若干の加えるべきことはほとんど残されていないとも思われたが、若干のに受容されたさいに、同じように伝播した王の舞に与えた影響にに受容されたさいに、同じように伝播した王の舞に与えた影響に、ほかの地域にはない特色が見受けられる。その意味では、このなお、詳しくは後述に譲りたいが、一つ物の史的側面についていまい。

当面の目的は満たされたことになる。らに、王の舞の民俗的変容の一例を描き出すことができたならば、論考も、一つ物の研究にとって何かしら益するところはあろう。さ

### 一、一つ物の輪郭

一つ物の輪郭を余すところなく描き出そうとすることは、類例のとこまでを一つ物の輪郭を余すところなく描き出そうとすることは、類例のとこまでを一つ物の輪郭を余すところなく描き出そうとするとは、類例のであるので、詳細については再説を避け、要点のみを紹介しておいては、永島福太郎の論考がある程度なら明らかにして、一つ物に対いては、永島福太郎の論考がある程度なら明らかにして、一つ物に対いては、永島福太郎の論考がある程度なら明らかにして、一つ物に対いては、永島福太郎の論考がある程度なら明らかにして、一つ物に対いては、永島福太郎の論考がある程度なら明らかにしているところであるので、詳細については再説を避け、要点のみを紹介しておいては、永島福太郎の範疇に含めるかといった厄介な問題もあって、どこまでを一つ物の輪郭を余すところなく描き出そうとすることは、類例の一つ物の輪郭を余すところなく描き出そうとすることは、類例の

章には、年代的にはそれに先立つ嘉保二年(一〇九五)三月のこと雑芸などとともに登場している。なお、『平家物語』巻一の願立の八日の条であり、宇治離宮祭における渡御のさいに、巫女・田楽・一つ物の文献上の初出は、『中右記』 長承二年(一一三三)五月

ることの二点が挙げられている。 (6) お出海中であることと、本来なら少数(一つ)であるはずが百番とあ類するに足らないと考えているようである。その理由としては、時頼するに足らないと考えているようである。その理由としており、信いのであることと、本来なら少数(一つ)であるはずが百番とあり、信息により、一つであるには、本語のでは、本語のである。

宇治離宮明神祭は祇園御霊会に倣ったと考えられるから、祇園御霊 うことになる。春日若宮祭は宇治離宮明神祭を模しており、さらに ば 霊会の馬長は五十騎を超えるから、語義からしてごく少数であった 創始された春日若宮祭に流入したのかもしれない。ただし、祇園御 ようになり(理由は不明)、さらに宇治離宮明神祭の盛況に鑑みて 会に登場する馬長童が同類として迎えられることも あった の だろ に字治離宮明神祭や春日若宮祭で発祥し、さらに伝播したものとい に重大な意味を有するものとして新たに創始されたのではないか。 長童と同類にはちがいないが、そのなかでもとくに少数であること と思われる一つ物とそのまま重なるとは考えにくい。一つ物は、馬 氏によれば、一つ物は、長承あるいは保延年間(一一三〇年代) さらに、 祇園御霊会の馬長童が、宇治離宮明神祭では一つ物と呼ばれる 神仏習合および御子神信仰が勃興した結果、かたちづくられた 当時に流布していた思潮にまで視線を行き届かせるなら

お、このあたりの氏の見解を最もよく示す一節を別の論考から引用大きい。氏は、おおよそ以上のように仮説をめぐら して い る。なた。院政の敬神崇仏なども、これを助長したであろうことは、容易祭礼(いわゆる「お祭り」)の 卓抜な造形として、一つ物は発祥し

しておく。

来の盛大化があり民衆化が進むのである。 本事祭礼ががぜん盛大化したことにちなんでいる。神仏習合 思想の発達、御子神(若宮)信仰の勃興、さらには田楽・散楽などの民衆芸能が発達して祭礼風流の主体となったことなどにちなむ。ここに祭礼史の画発達して祭礼風流の主体となったことなどにちなむ。ここに祭礼史の画発達して祭礼風流の主体となったことなどにちなむ。ここに祭礼史の画祭礼が創まったのであり、いわゆるお祭りの始まりといえる。緇素偕の祭礼が創まったのであり、いわゆるお祭りの始まりといえる。緇素偕の祭礼が創まったのであり、いわゆるお祭りの始まりといえる。緇素偕の祭礼が創まったのであり、いわゆるお祭りの始まりといえる。緇素偕の祭礼が創まったのであり、いわゆるお祭りの始まりといえる。緇素偕の祭礼が創まったのである。

すことになる。さらに、一つ物は神輿の先駆、あるいは供奉の役割手な神輿や屋台が導入されると、それらに風流の花形の座を明け渡坐として祭礼風流の一環に加えられたのだが、やがてより豪華で派

を担うものと考えられるようになっていったのであろう。

おける稚児の発祥を物語っていると見なせるかもしれない。 に、これまでに一つ物の同類と考えるならば、これらは祭礼にいてさえも明らかになっていないことは、永島福太郎が指摘していいてさえも明らかになっていないことは、永島福太郎が指摘していいてさえも明らかになっていないとは、永島福太郎が指摘していいないか。馬長童も一つ物の実態に迫る試みは遅々として進まなかったいずれにせよ、一つ物の名称があまり長く用いられなかったためいずれにせよ、一つ物の名称があまり長く用いられなかったためいずれにせよ、一つ物の名称があまり長く用いられなかったため

春日若宮祭では、一つ物(馬長児)は五騎出ることになっているとる。永島福太郎は、これを若宮を加えた五所明神を象徴しているとに神事や祭礼には清浄な童児が望ましいといった程度に堕していったにちがいない。 永島福太郎の卓抜な比喩によるならば、「山鳥のたにちがいない。 永島福太郎の卓抜な比喩によるならば、「山鳥の尾をかざる笠はアンテナ、木履は電気絶縁体だし、御幣をかざる憑尾をかざる笠はアンテナ、木履は電気絶縁体だし、御幣をかざる憑見をかざる笠はアンテナ、木履は電気絶縁体だし、御幣をかざる憑見をかざる笠はアンテナ、木履は電気絶縁体だし、御幣をかざる憑においざる笠はアンテナ、木履は電気絶縁体だし、御幣をかざる憑においざる。

解していた時期があったのではないか、とさえ思われる。すると、一つ物をむしろ性的な対象、とくに同性愛の対象として理竹笹の短冊に「あふ恋」「見る恋」「忍ぶ恋」と書きつけるのを目にに、現在でも従者(いまではこちらを一つ物と呼んでいる)の持つ

春日若宮祭における一つ物は、田楽とともに、祭礼における風流の花形であり、大いに人気を博したらしい。永島福太郎などは、春の花形であり、大いに人気を博したらしい。永島福太郎などは、春の起源を単線的に宇治離宮明神祭、あるいは春日若宮祭に求めている。傾聴すべき見解であろう。しかし一方で、氏が一つ物の起源を単線的に宇治離宮明神祭、あるいは春日若宮祭に求ける風流るのは、若干気にかかるところではある。

される子どもの役であることを説いてから、次のように述べる。ものが早いが、だからと言って直ちに一つ物の起源をそこに見出すものが早いが、だからと言って直ちに一つ物の起源をそこに見出すの発祥といった文化的かつ社会的な現象を前提にして、より広い文の発祥といった文化的かつ社会的な現象を前提にして、より広い文の発祥といった文化的かつ社会的な現象を前提にして、より広い文の発祥といった文化的かつ社会的ない。少し前にも述べたし、氏じの名が早いが、だからと言って直ちに一つ物の起源をそこに見出するれる子どもの役であることを説いてから、次のように述べる。

もちろん、その大前提として中世そのものの特質がある。中世はきわ

ちと同様にもっていたことに、注意したい。た大人社会の周縁に生きていたのであり、神仏に祈る場や機会を大人ためて宗教的な社会であることだ。(中略)中世の子どもたちは、そうしめて宗教的な社会であることだ。(中略)中世の子どもたちは、そうし

もっとはっきり言ってしまうならば、一つ物もまた、王の舞・田楽・獅子舞・細男・流鏑馬などの祭礼芸能と同じ文脈のなかで把握するべきではなかったか。そのような芸能構成を示す史料は、決して多くないが、二、三紹介しておこう。祇園御霊会や春日若宮おんて多くないが、二、三紹介しておこう。祇園御霊会や春日若宮おんる。

演じられているのである。子・獅子・王舞・一物が登場し、さらに大衆舞・田楽・論舞などが

それでは、当時の祭礼におけるこのような芸能構成のありかたを知ったうえで、一つ物を捉え直そうとするならば、どうだろうか。 知ったうえで、一つ物を捉え直そうとするならば、どうだろうか。 空元する眼差しは、いたずらに問題の矮小化を促す結果を招き寄せてしまわないともかぎらない。王の舞が本来は舞楽・伎楽に由来する外来系の芸能であったように、一つ物もまた、どこか異なったところ――憑坐といった民俗的な次元を含めて、その所在についてはのちに検討する――に淵源を持っており、それが祭礼芸能の一環として再組織され、王の舞や獅子舞などとともに、ある程度まで定型的な芸能構成をかたちづくっていった。このように考えたほうが、はるかに実情に近いように思うのである。

ないことに注意を喚起しながら、次のように述べる。 料が、王の舞―田楽―獅子舞を核にした一連の芸能構成が祭礼のな料が、王の舞―田楽―獅子舞を核にした一連の芸能構成が祭礼のな提示しているところであり、参考になる。氏は、王の舞に関する史ところで、こうした論点は、すでに植木行宣が王の舞にそくして

このことは、王の舞が田楽中心の祭礼のなかで生み出された芸能であ

つの芸能として新たに登場したものとみておきたい。が、それとは一応区別される内容をもったために、王の舞と呼ばれ、一が、それとは一応区別される内容をもったために、王の舞と呼ばれ、一と習合し、神輿渡御の先導を勤めた鼻長面を着けるものにあるであろうることを意味するかに思われる。その先蹤は、伎楽の治道に出て猿田彦

つまり氏は、王の舞が、前述の芸能構成を内容とする祭礼におい

までは、半分しか問題の本質に迫れない。 権力形態と、それを根底から規定していた神学を視野に収めないま まざまな起源を持った雑多な祭礼芸能をまとめあげるような当時の いだろう。しかし、こうした祭礼を包摂してあるような、そしてさ 以外の何ものでもない。 の名称を挙げることで事足れりとする姿勢についてであって、それ たいのは、あくまで一つ物の起源を探索するさいに、二、三の祭礼 の伝播経路についても、王の舞をはじめとする祭礼芸能の ばあ が京都や奈良から伝来した可能性は、きわめて大きい。そして、こ についても、ある程度当てはまるのではあるまいか。 しかし、このような消息は、王の舞のみならず、本稿が扱う一つ物 て独立した芸能のかたちを獲得したのではないか、と考えている。 一つ物の伝播にとって、大きな位置を占めていることはまちがいな とはいうものの、永島福太郎が推測するように、現存する一つ物 ほぼ重なってくると思われる。したがって、ここで異議を唱え なるほど、宇治離宮明神祭や春日若宮祭が

> も、その実態は、必ずしも氏が言うような単線的なものではなく、 とがら伝来したと見なすようでは、「我田引水的」との誇りを免れま良から伝来したと見なすようでは、「我田引水的」との誇りを免れま良から伝来したと見なすようでは、「我田引水的」との誇りを免れました。大筋においては京都や奈良からの伝播経路が想定できるとしてい。大筋においては京都や奈良からの伝播経路が想定できるとしてい。大筋においては京都や奈良からの伝播経路が想定できるとしてい。大筋においては京都や京といるが、大島福太郎の所説に沿ってみても、一つ物の起源を宇じっさい、永島福太郎の所説に沿ってみても、一つ物の起源を宇

多種多様な展開をはらんでいたはずである。

国男の発言に耳を傾けてみよう。

国男の発言に耳を傾けてみよう。
とれぞれの地域に定着してゆく過程は、じつにさまざまである。永島福太郎も文献史料を駆使しながない。その一端はのちに紹介することにして、以下では一つ物の特なが。その一端はのちに紹介することにして、以下では一つ物の特なが。その一端はのちに紹介することにして、以下では一つ物の特なが。その一端はのちに紹介することにして、以下では一つ物の特ない。その一端はのちに紹介することが先決であると考えてのことである。まずはじめに柳田型することが先決であると考えてのことである。まずはじめに柳田型することが先決であると考えてのよう。

は斯ういふ神聖なる徽章を、身に帯びた者が一つ物と呼ばれて、是が神をのが多いが、或は又御幣を手に持つて行く例もある。(中略) つまり見せぬことである。其笠の上に又は其腰に、山鳥の羽を挿んで出るとい物は、必ず馬に騎つて行列に加はること、さうして笠を深く被つて顔を知在もなほ行はれて居る祭の一つ物は、我々の知つて居るだけでも、現在もなほ行はれて居る祭の一つ物は、我々の知つて居るだけでも、

幸の行列の中心をなして、祭場に向ふのである。(22)

れば、「一様の見解は萩原龍夫によっても示されている。それによまた、同様の見解は萩原龍夫によっても示されている。それによ

「一物」(ひとつもの)というのは、祭礼の渡御に当って正装した稚児に額に朱点を加えなどし、頭に戴く冠に長い羽(山鳥・雉など)が付けに額に朱点を加えなどし、頭に戴く冠に長い羽(山鳥・雉など)が付けてあり、馬または肩車に乗って出る。なぜ一物というかは明らかでないてあり、馬または肩車に乗って出る。なぜ一物というかは明らかでないてあり、馬または肩車に乗って出る。なぜ一物というかは明らかでないてあり、馬または肩車に乗って出る。なぜ一物というかは明らかでないてあり、というのは、祭礼の渡御に当って正装した稚児である。

はならない」とする禁忌の伝承が伴うことも多い。一、移動にあたって馬に乗ることが一般的であり、「土を踏んでさしあたり氏が割り出した一つ物の特徴のみ、次に列挙しておく。は次節でも言及することにしているが、本節を閉じるに当たって、

- 二、一般的に童児によって勤められる。
- で重要とされる位置を占める。三、渡御列で、神輿の直前、あるいは渡御列の先頭など、渡御列
- 五、これを勤める者は、厳格な精進潔斎を要求される。(タミ)鳥の羽、紙手を付けた特殊な笠を着用する。

これを勤める者は、顔に特殊な化粧を施したり、あるいは山

四

# 三、一つ物の研究史

のは、さほど多くない。順を追って紹介してゆこう。いと思う。しかしながら、主たる関心事として一つ物に言及したも及されてきた。そこで本節では、一つ物の研究史を整理しておきた一つ物は、これまで主として民俗学の領域において、しばしば言

ている。この時点では熊野速玉神社の御船祭に登場する 一 つ 物 な(%) 発表した「片葉蘆考」のなかで、柳田国男はすでに一つ物に言及し

柳田国男 大正三年(一九一四)に『郷土研究』二巻四号に

(1)

ような見解を明らかにするまでにいたっている。

九四二)に弘文堂書房から出版された『日本の祭』になると、次のど、二、三の事例を紹介するにとどまっているが、昭和十七年(一

に、神霊が御依りなさるものと考へて居たやうである。 に、神霊が御依りなさるものと考へて居たやうである。 に、神霊が御依りなさるものと考へて居たやうである。 に、神霊が御依りなさるものと考へて居たやうである。 に、神霊が御依りなさるものと考へて居たやうである。 に、神霊が御依りなさるものと考へて居たやうである。 に、神霊が御依りなさるものと考へて居たやうである。 に、神霊が御依りなさるものと考へて居たやうである。 に、神霊が御依りなさるものと考へて居たやうである。

義」においては、さらに鮮明の度を増している。七)に小山書店より出版された『氏神と氏子』の一節「一つ物の意一つ物を神霊の憑坐と考える氏の視点は、昭和二十二年(一九四

居る。つまりは人間を以て神の依りましとする昔からの方式であつた。 (23) ただつて、白粉で化粧をした上にこの星を描くと、すぐに催眠状態に入 ただつて、白粉で化粧をした上にこの星を描くと、すぐに催眠状態に入 ただつて、白粉で化粧をした上にこの星を描くと、すぐに催眠状態に入 ただつて、白粉で化粧をした上にこの星を描くと、すぐに催眠状態に入 り、神事完了の後それを洗ひ落とすまでは正気がつかなかつたと謂つて り、神事完了の後それを洗ひ落とすまでは正気がつかなかったと謂って と呼んださうだが、実質は一つ物と同じであつて、やはり神幸の行列に と呼んださうだが、実質は一つ物と同じであつて、おり神幸の行列に と呼んださうだが、実質は一つ物と同じであって、おり神幸の行列に と呼んださうだが、実質は一つ物と同じであって、まる大切なものといる り、神事完了の後それを洗ひ落とすまでは正気がつかなかったと謂って り、神事完了の後それを洗ひ落とすまでは正気がつかなかったと謂って り、神事完了の後それを洗ひ落とすまでは正気がつかなかったと謂って り、神事完了の後それを洗ひ落とすまでは正気がつかなかったと謂って り、神事完了の後それを洗ひ落とすまでは正気がつかなかったと謂って り、神事完了の後それを洗ひ落とすまでは正気がつかなかったと謂って り、神事完了の後それを洗ひ落とすまでは正気がつかなかったと謂って り、神事完了の後それを洗ひ落とすまでは正気がつかなかったと謂って り、神事完了の後それを洗ひ落とすまでは正気がつかなかったと謂って と呼んださうだが、実質は一つ物と同じであって、やはり神幸の行列に と呼んださうだが、実質は一つ物と同じであって、やはり神幸の行列に と呼んださらが、実して当っ

一つ物を最も大切なものの意と解釈し、神霊の憑坐であったと考

とを想像させる手がかりであったように思われる。えていた氏にしてみれば、一つ物とは、かつて神がかりのあったこ

(2) 中山太郎 中山太郎も、早くから一つ物に注目していた民俗となれるところの、笠に挿した山鳥の羽に、何か不思議な力が潜筋とされるところの、笠に挿した山鳥の羽に、何か不思議な力が潜したいると観念されている。どうやらその着想は、一つ物の顕著な特徴とされるところの、笠に挿した山鳥の羽に、何か不思議な力が潜欲とされるところの、笠に挿した山鳥の羽に、何か不思議な力が潜るとれるところの、笠に挿した山鳥の羽に、何か不思議な力が潜していると観念されていたらしいと気づいたあたりに由来しているとうである。氏は言う。

のを、一と称した例は、私が改めて挙げるまでも無いことである。 者などに負ふところのあるは云ふまでも無い。比較することの出来ぬも 推知される。而して更に、一つ物の名称が、官職の一の人、田楽の一の て、始めは山鳥の羽を挿したのが、後には薄或は茅と遷り変つたことが 以上二三の例に徴するも、私の所謂一つ物なるものが、その祭儀に於以上二三の例に徴するも、私の所謂一つ物なるものが、その祭儀に於

自の古い習俗もまた存在していたと主張する。そして最後に、次のな検討が必要であろうが、一転、氏は山鳥の羽について、わが国独古い習俗に見出そうとしている。このあたりの当否については慎重続いて、氏は中国の文献を渉猟しつつ、山鳥の羽の起源を中国の

ように結んでいる。

ものが、やがては、神の冥助を蒙らんがために、幡に、笠に、兜に、そ であると信じたい。従つて、始めは、神に仕へる者の標号として用ゐた して母衣にまで、好んで羽毛を用ゐるやうになつたのであらう。(ヨ) 人との意を通ずる場合に、鳥の羽毛を挿して神降ろしをしたのが、起原 我が国の一つ物は、 鳥船信仰の一派生であつたものが、一転して神と

た伊波普猷によっても補強されていることを付け加えておく。(②) なお、氏の視点は、南島で山鳥の羽をめぐる類例を豊富に収集し

発言していた。すなわち、御渡式に登場する馬長児を説明するさい 折口信夫も、春日若宮おん祭のなかで見受けられる一つ物について 行なわれた講義の内容を記録した『日本芸能史ノート』を見ると、 彼は次のように述べている。 折口信夫 昭和三年(一九二八)から慶応義塾大学文学部で

で、こう言うている以上、馬長児が一つ物であるということははっきり というのは、 く「被者」が「一つ物」と呼ばれている。(木履を一つずつつけていく きまったのであろう。(中略)ところがおかしいのは、 馬長児の後に行 の羽は悪魔が見えるという。矢を矧くからであろう。それで山鳥の羽に これは一つ物の徴である。一つ物は約束として山鳥の羽をつける。山鳥 はわかる。綾笠のごとき笠に山鳥の尾をつけ、五色の幣をさげている。 「馬長」は、 はだしで歩く徴である。) これは一つ物の意義が 移った の 宛て字か、よみ方が変わったかわからぬが、 わかること

る。

前掲した柳田国男の発言と照らし合わせて欲しい。

萩原籠夫 氏の所説も、基本的には柳田国男の延長線上にあ

(5)

が、本来、おん祭の一つ物は、現在一つ物と称されている被者では 氏一流の語り口で山鳥の羽のシンボリズムを指摘する 折(3) 口口 信 夫

なく馬長児であった、と看破しているのはさすがである (4)堀一郎 昭和二十八年(一九五三)になって発行された大著

が設けられている。 『我が国民間信仰史の研究』(二) 宗教史編に、 ヒトツモノの 一節

一つ物を、人間が神の来訪を再現しようとする試みの現われとし るよりは、民間に残つた形の方から窺へるやうである。ヒトツモノでは 幸の飾物となる以前の、素朴な、しかし敬虔な姿は、むしろ神社に於け 幸にあらはれるヒトツモノにも見られる。(中略) ヒトツモノが単に 神 多い。それはまた同時にエスノグラフィックな条件でもあるやうだ。(※) **うに見られるが、我国ではこれが笠と蓑とマスクであつた類例が極めて** 山鳥の羽根を挿した笠が、人の神のよりましたる約束の一つの条件のや 神の来訪を現実の人の姿によつて再現しやうとした名残りは、諸社神

の位置を占めていると言えるだろう。 て理解しようとする氏の見解は、一つ物の研究史のなかでも、

ということであろう。神霊の憑りましの児童をさすのがふつうで、記録 この名の起こるゆえんは、おそらく、二つとない、かけがえのないもの ここに一つの注意すべき存在がある。それはヒトツモノとよばれる。

でも早く『中右記』長承二年(一一三三)五月の条に見える。これは各でも早く『中右記』長承二年(一一三三)五月の条に見える。これは各でも早く『中右記』長承二年(一一三三)五月の条に見える。これは各でも早く『中右記』長承二年(一一三三)五月の条に見える。これは各でも早く『中右記』長承二年(一一三三)五月の条に見える。これは各

っても、さまざまに変奏されつつ主張されている。お、同様の立場は、竹田聴洲や井之口章次、さらには山路興造によいを読みとる視点が、具体的な事例によって裏打ちされている。なここでも、憑坐としての一つ物像が描かれており、神がかりの痕

(6) 東條寬 前節でも若干触れたが、粉河寺の鎮守丹生神社の六月会(粉河祭)の分析を試みた東條寛は、各地の一つ物の宗教的な存在なしには祭礼が始まらないといった伝承などに依拠するならいな存在だったのではあるまいか。氏は、このような見通しに立脚的な存在だったのではあるまいか。氏は、このような見通しに立脚的な存在だったのではあるまいか。氏は、このような見通しに立脚は、一つ物にまつわる伝承や習俗が、いずれも一つ物の宗教的な存在だったのではあるまいか。氏は、このような見通しに立脚は、一つ物にまつわる伝承や習俗が、いずれも一つ物の宗教的は、一つ物にまつわる伝承や習俗が、いずれも一つ物の宗教的は、一つ物にまつわる伝承や習俗が、いずれも一つ物の宗教的重要性を支持していると主張する。とりわけ笠の象徴的な機能に着目して、次のように述べている。

粉河祭の場合、この笠を着用することによって、ヒトツモノは、その

した姿として渡御列に加わっていると考えられる。 した姿として渡御列に加わっていると考えられる。 した姿として渡御列に加わっていると考えられる。 した姿として渡御列に加わっていると考えられる。 した姿として渡御列に加わっていると考えられる。 した姿として渡御列に加わっていると考えられる。 した姿として渡御列に加わっていると考えられる。 した姿として渡御列に加わっていると考えられる。

読み変えるといった、興味深い試みに取り組んでいる。 さらに氏は、前に紹介した一つ物の特徴を、このような観点から

祭りに先立つ厳重な精進潔斎は神への変身の重要な条件であって、馬による渡御参加は、人ならざる者の移動の方法であり、特殊な笠に代表による渡御参加は、人ならざる者の移動の方法であり、特殊な笠に代表いて先頭の位置を占めたのである。同時にヒトツモノが神自身の姿であったからこそ、童児によって勤められねばならない理由になっている。もとより神がよるべき人間は精浄な存在でなければならず、童児がそれもとより神がよるべき人間は精浄な存在でなければならず、童児がそれもとより神がよるべき人間は精浄な存在でなければならず、童児がそれもとより神がよるべき人間は精浄な存在という意味からだと考呼ばれたのは、代わるべきものがない重要な存在という意味からだと考呼ばれたのは、代わるべきものがない重要な存在という意味からだと考られていた。

していたと理解しており、この点において柳田国男や萩原龍夫の所このように、氏は一つ物が一種の憑坐として宗教的な役割を果た

説とも近い距離にある。

約することができるのではないだろうか。柳田国男に始まった一つ ぼ明らかになったように思われる。これまでの研究は、 郎 当ててゆくことが必要ではあるまいか。それは、おそらく日本芸能 秘められているかもしれない別の側面を解き明かすための道筋が てしまうことに対しては、いくらかためらいを覚えないでもない。 ってよいだろう。ただし、一つ物をそのような側面からのみ説明し から新たな見解を付け加える余地は、ほとんど残されていないと言 不足なく取り入れられるまでにいたっており、本稿が宗教的な側面 物に関する一連の研究の成果は、近年になって、東條寛によって過 つ物に憑坐といった宗教的な機能を見出す傾向が顕著であったと要 側面については、 史を貫く一大潮流へと繋がってゆくような、決して小さくない問題 あらかじめ遮断されてしまっているようにも思われるのである。 であるはずだ。そこで次節からは、このような推測を踏まえつつ、 一つ物が憑坐であると言い切ってしまった瞬間、あるいは一つ物に つ物の具体的な事例へと関心を移してゆく。なお、一つ物の史的 以上、諸説を概観してきた。一つ物に関する研究史は、これでほ ;の論考をはじめとした文献研究の成果に委ねることとしたい。以 先どりして言っておくならば、一つ物の風流としての側面に光を とくに必要なばあいを除いて、 前述した永島福太 おおむね一

みながら、民俗社会における一つ物の定着の相を浮き彫りにするこ下の論述では、主に民俗として伝承されている側面に関心を絞りこ

# 四、一つ物の諸相

とが目指される。

本節では、各地に伝播した一つ物に関する情報の一端を収集し、本節では、各地に伝播した一つ物に関する古書がかりとしたい。 をより本稿の能力をはるかに超えてしまっている。ことなど、もうことにする。とはいえ、すべての一つ物を網羅することなど、もらことにする。とはいえ、すべての一つ物を網羅することなど、もらことにする。とはいえ、すべての一つ物を網羅することなど、ものあたりに若狭の事例が位置づけられらるのかについても、一定ののあたりに若狭の事例が位置づけられらるのかについても、一定ののあたりに若狭の事例が位置づけられらるのかについても、一定ののあたりに若狭の事例が位置づけられらるのかについても、一定ののあたりに若狭の事例が位置づけられらるのかについても、一定ののあたりに若狭の事例が位置づけられらるのかについても、一定ののあたりに若狭の事例が位置づけられらるのかについても、一定ののあたりに若狭の事例が位置づけられらるのかについても、一定ののあたりに若狭の事例が位置づけられらるのかについても、一定ののあたりに若狭の事例が位置づけられらるのかについても、一定ののあたりに若狭の事例が位置づけられらるのかについても、一定ののあたりに若狭の事例が位置づけられらるのかについても、一定ののあたりに対している。

のついた菅笠をかぶり、五位の装束をつけ、馬に乗って神輿の先を物と呼ばれる稚児を出す。その姿は、多数のシデと山鳥の尾羽一本古くから粉河寺の寺領だった栗栖(現在和歌山市)から、毎年一つは、粉河寺の鎮守丹生神社で六月十八日に行なわれる祭礼には、

長く切かけ、頂に山鳥の尾を挟み、馬に乗りて、神輿の先に渡る。 是を栗栖の一物という。其状、五位の装束を着し、笠の縁に紙幣を じても代理の者を立てることができないからであると伝える。ちな みに、『紀伊続風土記』巻之十一、 名草郡栗栖荘栗栖村の 項 に は、 進むといったものである。一つ物と呼ぶ理由は、 「栗栖氏四軒より粉河寺鎮守丹生社祭礼に毎年順番に稚児を 出 物と称するは、祭に前だちて七日斎し、俄に事故ありとも外に代 にわかに事故が生 す。

べきなきより起るの名なり」とあった。

るようである。

に籠り祈禱して出すといふ」とあった。 り御輿の先に立つ。其萱穂は大島より献するを衆徒等七日の間神前 若き人を乗せたりといふ。衆徒永田氏より出す。寛文記ニーツ物は 金襴の狩衣を着て萱穂十二本に午王十二本挟み腰にさして錺馬に乗 第十四新宮部上には、「一物 せる点は変わらない。 いる事例は、ほかにもいくつか報告されているが、いずれも馬に乗 てる。船上でも馬に乗る点は注目に値する。一つ物が人形になって 萱穂十二本を腰にさした少女の人形を飾馬に乗せて、神輿の先に立 ては「若き人」であったらしいが、 のちに人形になったようで あ 金襴の狩衣を着て五色の垂笠をかぶり、午玉十二枚をはさんだ 熊野速玉神社の御船祭では、一つ物を神幸船に乗せる。(44) なお、『紀伊続風土記』巻之八十二、 馬に編笠着たる人形を乗す。 牟婁郡 舊きは かつ

> それに類する神事が行なわれていたが、現在は廃絶したところもあ ことになっている。東播磨沿岸にはほかにも一つ物神事、 持はその親族が勤める。宵宮には肩車、昼宮は馬に乗って社参する って、顔に白粉を塗り額に八の字を描く。幣持、尾花持、 と紫の裾長の狩衣に山鳥の尾を立てた赤い花笠をかぶる。 るいはカゲシ (写真1参照)。氏子の四ヶ村から一人ずつで、扮装としては、 (3) 曽根の天満宮の祭礼には一つ物神事があり、一つ物頭人、あ (勘解由使か)と呼ばれる六歳ぐらいの童 児 が 出 る(4) 傘持、刀 中啓を持 あるいは

子である。このことは、 渡・一つ物・弓鉾指・流鏑馬のことを言う。現在、一つ物を勤める 事」のなかに一つ物が登場する。「五種の神事」とは、 は三基造る習わしになっているが、第四日に行なわれる「五種の神 名が示すように、華美な装飾を凝らした巨大な置き山を一基あるい 盛大な祭礼が、七日間にわたって執行される。この祭礼では、 山神事および三つ山神事と称して、六十年に一度、二十年に一度 れている。たとえば、正徳三年(一七一三)の『臨時祭礼覚』には 「一 一つ者渡之事、十二三歳の女、馬に乗出申候、但し乗申候者 は、振り袖の着物に市井笠をかぶり、馬に乗った十二、三歳の女 (4) 兵庫県姫路市本町にある播磨国総社射楯兵主神社では、 江戸期の三つ山神事に関する史料にも記さ 競馬・神子 その

の

けた一つ物が、馬に乗って登場する。ここでは童児ではなく、

には、

白衣白袴で、

(5)

京都府宇治市の離宮八幡宮で六月八日に行なわれる大幣神事

山鳥の羽を立てて白幣を一面に垂らした笠をつ

馬を

馬共に三つの山より雇出申候」と見える。



図1 春日若宮おん祭の馬長童(『春日大宮若宮御祭礼図』より)

る。 乗りこなす成人が一つ物を担当しており、 幣を捧げていた若者たちが、 をする。最後に、 して祝詞を読まれ、 れる神事のさいに、 この一つ物は、 宇治大橋詰で一つ物が大幣に追いついた瞬間、 神輿と観念される大幣とともに、 東條寛の報告によると、 御供を捧げられる。 大幣を破壊し尽くして橋から川に投じ 御旅所の前で三回馬駈 渡御に先立って行なわ 祭られる側と 大

- 日から十八日にかけて執り行なわれている。とりわけ、祭礼当日の をつけた竹を手にして、腰に木履を一足ずつつける。これを一つ物 随伴する。こちらのほうは、頭上に龍の飾り物を戴き、五色の短冊 に牡丹の造花を負う。後続する従者は、馬長児一騎につき三人ずつ 五色の幣を五筋垂らした笠をかぶり、萌黄の狩衣に指貫を着て、 なかに馬長児(一つ物) 十七日には、御渡式や御旅所祭などの諸儀があり、 と呼んでいるのは、 (6)奈良県奈良市春日野町にある春日大社の摂社、 通常おん祭と称され、 一つ物の意義が移ったためであろう。 が五騎出る。馬長児は、 主だった祭儀は、現在では十二月十五 山鳥の尾を挿して 御渡式の行列 若宮神社の祭 背
- さい、『西讃府志』巻三風俗の部には「一ツ物」なる項目が立てらき、馬に乗って神輿の前に立つ。これを一つ物と称している。じっした童児が山鳥の羽を挿した笠をかぶり、額と笠とに八の字を書(7)香川県観音寺市観音寺の琴弾八幡宮の祭礼では、厳重に斎戒

ツ物ト云」とあった。 が額ト、笠トニ八ノ字を書、馬に乗テ神輿ノ前ニタ、シム、是ヲ一ツ方ヨリ、重ク齋ナサシメ、祭ノ日鳥ノ尾サシタル笠ヲキセ、コレれており、「琴弾八幡宮ノ祭リニ、 サルベキ童子ヲ選ビ、 祭リノ前

間広げに作りなしたるに、白き幌をたれ、白き帽額引わたしたり。 戸みなおしひらきて、 おひとつうまといひて白き神馬、獅子愛しとて、ぼうたん手ごとに しわのわか葉」には、「かくて中尊寺にいたれば、 あるとある堂の 七八六)の四月から六月末にかけて菅江真澄がつけていた日記「は ている。 白い飾馬に乗って社前に赴くことがあった。これを御一つ馬と称し ヲ、一ツ物トテ持来リテ神輿ニ従フ、又熊岡八幡宮ノ祭リニモ、 サ三間長サ五間バカリノ堀アリ、其中ニ塚アリ、其塚ニ 生 タル 続いて「又笠岡村ノ祭リニ、村人五郎八ト云者、其家ノ巽ノ方に廣 志』巻三風俗の部には、琴弾八幡宮の一つ物に言及した箇所に引き 五郎八是ヲ持行ト云」と記されている。 八なる者が、一つ物と称する茅を持って神輿に随行した。『西讃府 潔斎した七歳の童児が、腰に芦の葉を挿して牡丹の花を持ち、 岩手県西磐井郡平泉町にある中尊寺の鎮守白山神社の祭礼で 同じく香川県三豊郡豊中町笠田笠岡の祭礼では、村人の五郎 馬の嘶き具合で、豊凶の年占をしたらしい。天明六年(一 白山姫ノ神社の拝殿は、かねて、かゝる料に 茅 彼

若女ノ舞、老女ノ舞なンど、いと古風めかしきさま也」とある。まうけたる舞台にのぼりて、そうぞきたつ田楽開口祝詞をはれば、もたる童子なにくれとねり渡りはつれば、白山ノ神の御前に幔うち

(1) 長野県更埴市雨宮の日吉神社で行なわれる御神事(神事踊り)は、またの名を雨宮の獅子踊りとも称し、風流の芸能として際立った特徴を備えた獅子舞をその内容としている。この神事踊りにはさまざまな役があるが、童児の扮する小拍子(七人)のなかに、一人だけ中踊りと称する役の者がいる。五歳前後の童児が扮することになっており、振袖丸帯姿の女装で、神社の造り物がついた花笠をかぶり、扇子を持つ。踊りが場所を変えるときには、お供の肩輿をかぶり、扇子を持つ。踊りが場所を変えるときには、お供の肩輿をかぶり、扇子を持つ。踊りが場所を変えるときには、お供の肩輿をかぶり、扇子を持つ。踊りが場所を変えるときには、お供の肩輿をかぶり、扇子を持つ。踊りが場所を変えるときには、お供の肩輿をかぶり、扇子を持つ。踊りが場所を変えるときには、お供の肩輿をかぶり、扇子を持つ。踊りが場所を変えるときには、お供の肩輿をかぶり、扇子を持つ。踊りが場所を変えるときには、お供の肩輿をかぶり、扇子を持つ。踊りが場所を変えるときには、お供の肩輿をかぶり、扇子を持つ。踊りが場所を変えるといれる。土地の伝承にあるときになるだろうか。

物の変種であると言えるかもしれない(写真2参照)。 行列が出発して馬が歩き出すと、勅使は間もなく眠りに落ちる。こ 勅使は馬に乗せられる。このときにはじめて眠らせるので、神輿の れを見て、一同は眠ったとは言わず、神様が乗り移ったとして喜ぶ を妨げるのである。さらに、祭礼当日の行列には、衣冠束帯を着た ことがある。勅使は神の憑坐であると考えられるから、やはり一つ

に大の字を書く、の三つがあり、行子を再び覚醒させる方法として ている。一つ物とは多少ずれるが、じっさいに託宣を行なっていた って廃止された。しかしながら、高岡郡の二、三社では、睡眠状態 あった。なお、行子は、明治八年(一八七五)十月の県令布告によ を惹起する方法としては、①祓文を読む、②顔に化粧をする、 を残す行子と呼ばれる童児が登場する。託宣の前提となるべき睡眠(53) とおぼしき憑坐の事例として、ここに紹介しておいた。 こそなくなっているものの、依然としてその形式じたいは保持され ①祓文を読む、②白粉を落とす、③竹杖で床を叩く、の三つが 高知県の土佐湾沿いに点在する神社の祭礼には、託宣の古態 · ③額

を決定することは、至難の技であると言わなければならないのであ らの事例の、 も触れておいた厄介な問題がより鮮明になってくる。つまり、これ このように、一つ物とそれに類する事例を列挙してみると、 いったいどのあたりまでを一つ物の範疇に含めるのか 前に

> 取り逃がさないともかぎらないが、さりとて、中山太郎も自戒して にとどめておくべきなのかもしれない。 いるように、「餘りに私の好むところに偏して」しまうのはぜひと つ物であると考えられる二、三の事例を基準として、さまざまなヴ も避けたいところである。とするならば、現時点では、 リエーションの可能性と、その変形の度合いを確認しておくこと いたずらに厳密さを追求することで、かえって一つ物の性格を 典型的な一

る。

本稿の主題としてこれまで掲げ続けてきた問い、すなわち、 定してより綿密な検討に向かうことにしたいと思う。具体的には、 おける一つ物のありかたが取り扱われるであろう。 このような認識を前提としながらも、 しかし以下では、 対象を限

### 五 若狭の一つ物

と表記されている事例は、管見の限りではわずか一例にすぎない。 討を加えてゆくことにしよう。 長くなってしまったが、そろそろ若狭における一つ物について、 ぼ過不足なく提出することができたように思う。前置きがずいぶん てきた。その結果、ようやく一つ物にまつわる情報については、 さて、ここまでいくつかの観点から、一つ物を理解しようと試み とはいうものの、はっきりと一つ物 ほ

機能に注目して若干の分析も試みているので、あらためて私見を述(55) 別稿において指摘したところであり、儀礼の過程における象徴的な び各集落が出す幣差し(写真3)である可能性については、すでに 身が、現行の祭礼のなかで重要な位置を占めている大御幣差しおよ が出たことが、はっきりと記されているのである。この一つ物の後 状に「右鬮子者依四月一物兒事闕被定所也」とあり、かつては四月 てはこの神社の別当寺であった園林寺に残る『園林寺文書』のなか 一日に執り行なわれていた弥美神社の祭礼に一物兒(一つ物の稚児) 福井県三方郡美浜町宮代に鎮座する弥美神社に隣接しており、 すなわち、永享十一年(一四三九)の「坊役兒鬮子事」なる差定 弥美神社の祭礼のこととして、一つ物の文字が見える。 かつ

の祭礼において最も神聖な場所に近づきうる存在であることを物語って たちにかつがれて社殿をまわったのち社殿内にかつぎこまれるのは、こ るよりまし的性格の童であるが、弥美神社の祭礼にもこれが存したわけ 月の一物児と考え合わすべきものである。一つ物は各地の神事に見られ る。これはかつて永享十一年(一四三九)の「園林寺文書」に見える四 ある。特に大御幣と共に神殿にかつぎこまれる童は注意すべき存在であ 弥美神社の祭礼で重要な位置を占めるのは一本幣・七本幣・大御幣で 現在この名称を持つ祭祀参加者はないが、大御幣の童が、青年

べることはしない。そのかわりに、ここでは上井久義の卓見を引用

おり、一つ物の存在を現在に伝承した姿と見ることができよう。(56)

には、大幣神事における一つ物と御幣の密接な関係についても的確 ても見受けられる。たびたび引用してきた永島福太郎の所説のなか に言及した箇所があるので、次に紹介する を示している事例は、前述した宇治離宮祭における大幣神事におい さらに、 一つ物が御幣とほとんど同一視されるまでに深い繋がり

物となったことと関連があろう。 供奉したのではあるまいか。「時期、「一っ物」と田楽とが祭礼の呼び る。大幣は「一っ物」を飾るもの、しかも田楽法師がもともとは両者に 呼称されたことは、もともと両者が密接な関係にあったといえそうであ 来といえるだろう。ちなみに、離宮祭の祭礼風流が大幣と御子とに要約 「御子」は「一っ物」(馬長童)の伝統だし、「大幣」は摂関家幣帛の伝 ところで、近世になると、離宮祭は「大幣御子神事」と 呼ば れ

されていた童児が登場したらしい。 うした観点から一つ物と思われる事例をいくつか報告しておこう**。** のであれば、ほかにもいくつか指摘することができる。以下に、こ るはずである。しかも、この大御幣差し、および幣差しに類するも るわけではないが、一つ物が御幣と結びつきやすいことは首肯でき ① 三方郡三方町成願寺の闇見神社の祭礼には、かつては神聖視 もちろん、このような見解がそのまま弥美神社の事例に適用でき

点が多い。「明治四年(一八七一)辛未年初代源朝臣永時」(括弧引

その性格には一つ物と共通する

用者)と記した大坊控帳の写しには「馬場にて下組の乗馬に手指たた役であったことがわかる。 に役であったことがわかる。 に役であったことがわかる。 に役であったことがわかる。 に役であったことがわかる。 に役であったことがわかる。 に役であったことがわかる。 にの音児に対がとくに神聖視さないれていた形跡がある。指さすことは、神聖さを犯す仕業であると考えられていたのであろう。 しかし今日、現行の次第のなかに、このえられていた形跡がある。指さすことは、神聖さを犯す仕業であると考えられていたのであろう。 にいたがあると考えられていたがある。 にいたがある。指さすことは、神聖さを犯す仕業であると考えられていたのであろう。 にいためる也仍て此馬に少しも外村の行列に加わっているから、「馬乗は当家より相勤可申者也」(大坊で帳)とある者がそれであったと思われ、当屋が責任を持って出した役であったことがわかる。

れると、 礼は、 確なちがいがある。祭礼当日は、当宿の神事に引き続いて、村立ち 集落は、それぞれ座を構成しており、座間の序列などについても明 座っているだけで、これといった役はない。ショットは、この神社 乗る習わしになっている(写真4)。 やがて大御幣が 社殿に収めら が勤める) に加わるが、このときにショットと呼ばれる子役(一、二歳の男児 の行列が神社に向から。大御幣・ショット・ミコリカキなども行列 (2) 野々間・北前川・谷内の三つの集落からなっている。三つの 三方郡三方町北前川の前川神社で四月十四日に行なわれる祭 各座のショットとミコリカキは昇殿するが、 は 産着のうえに赤い袖なしを着て、付き添いの肩車に 大床や回廊に

であろう。(g)。(g)なが、おそらく一つ物と同類のもので、神の憑坐ある猿の役とされるが、おそらく一つ物と同類のもので、神の憑坐が近江国坂本の山王社を勧請しているところから、その使わしめで

屋を出発して神社へ向かう。(@) てよいだろう。(63) 二、三歳の男児を選定してこれに当たらせる。当宿でも行列におい やらせる。ショードノは、 **尻餅を三回つかせる。二日夜の御供蒸し直しの後にも、** ける御供蒸しのさいに、薦に包んだ白蒸しのうえで、ショードノに がショードノに盃を勧めて終わる。これより先の一日夜、当宿にお のなかに昇殿するのは、村の神主と太夫、ショードノのみで、太夫 ドノ(正殿か)、ヒツノフタ、オミキモチ、 は ても、ショードノは藁で編んだ鍋つかみ風のものを腰に 下 げて お が、適当な人材が見つからなければ、 近い親類のなかから 八~ 十 (3) 行列のときには山ウルシの杖をつく。これも一つ物の変種と見 東西両座にわかれてから、それぞれ村立ちの行列をつくり、 敦賀市刀根の気比神社で十二月三日に行なわれる 霜 月 祭 ほとんどのばあい当屋の長男 が 勤 行列の順序は、 スミヤキ、当人。 太夫(幣持ち)、ショー 同じことを 本殿 る で

こき、一本幣および七本幣を持って日吉神社の祭礼に奉仕する二人1、日中の弥美神社での祭礼にさきがけて早朝に行なわれる。この(4)三方郡美浜町新庄にある日吉神社の祭礼は、毎年 五 月 一日

の幣差し(ここでは童児の役)が登場する。このばあいは、弥美神が、昇殿すると一本幣および七本幣を手にして、社殿前の石畳一面が、昇殿すると一本幣および七本幣を手にして、社殿前の石畳一面に敷きつめられた荒薦に座った当屋組の講衆に正対する。そして、こに対比的に描き出された両者の関係は、弥美神社の祭礼のクライマックスにおいて大御幣差し(写真6)と幣番の人々がつくりあげる熱狂的な瞬間とも、どこかで通底しているはずである。

らない。

るちろん、ここに挙げたわずかな事例だけで、ただちに民俗社会 といない。しかし一方で、いくつかの興味深い符合を見つけ出す ことも可能である。若狭における一つ物の系譜が、多くのばあい御 における一つ物の意義を説明してしまうのは、やや早計にすぎるか における一つ物の意義を説明してしまうのは、ただちに民俗社会

ショードノを勧盃の後に本殿に納めることがあり、昔は少女がこの承を取材することができる。そして、これに対応する儀礼として、治伝説や人身御供の伝承が付加されており、刀根でもそのような伝治伝説や大身御供の伝承が付加されており、刀根でもそのような伝治ない、おそらくはそれにともなって施された民俗的な変形の一例また、おそらくはそれにともなって施された民俗的な変形の一例

面のあることを思い起こさせてくれるが、符合はそれだけにとどま祭礼において、大御幣差しの少年を大御幣にのせて本殿に納める局役を勤めていたというのである。この事実はただちに、弥美神社の

忘れてならないのは、弥美神社の祭礼における大御幣差しにしてにかている。こうした傾向を前提として、上井久義は次のようにとか、勤めていないのは遺憾である、といったことでも、重大な関心事になる。その意味では、ショードノの経験は、集落の成員にととか、勤めていないのは遺憾である、といったことでも、重大な関心事になる。その意味では、ショードノの経験は、集落の成員にところであった。こうした傾向を前提として、上井久義は次のようにころであった。こうした傾向を前提として、上井久義は次のように立べている。

在といえる。いずれがより古い姿であるかは、他の事例と共に検討しなち斎童的なショードノと巫女的なヒトゴクは、思想的には非常に近い存たかつてはここで神降しに関する神事のあったことを思わせる。すなわたかつてはここで神降しに関する神事のあったことを思わせる。されもまある。ここでは村人でさえ見ることの許されない杯事がある。されもまして本殿内にはいれることは、非常に神聖視されていることによるのでして本殿内には可祭の中心人物としてのショードノの存在がある。神事に際

# ければならない問題である。(68)

ところが、神事が形式化して神事の中心人物の機能が失われると、ショードノは苗仲間の後継者を意味するようになる。つまり、ていったらしいのである。むしろ、こうした動向を反映して、ショードノの祭礼における地位が向上していったことも考えられよう。もちろん、こうした構造的変動の兆候はさまざまな局面で準備されつつあった。上井久義が鋭くも看破したように、かつて闇見神社のつつあった。上井久義が鋭くも看破したように、かつて闇見神社のつつあった。上井久義が鋭くも看破したように、かつて闇見神社ののであった。上井久義が鋭くも看破したように、かつて闇見神社ののであった。上井久義が鋭くも看破したように、かつて闇見神社のか、慶長年間の祭礼帳以降、まったくその姿を消してしまった」ゆも、「中世宮座の解体と共にその機能を失い、変形してしまった」ゆも、「中世宮座の解体と共にその機能を失い、変形してしまった」ゆも、「中世宮座の解体と共にその機能を失い、変形してしまった」ゆも、「中世宮座の解体と共にその機能を失い、変形してしまった」ゆる。

# 六、一つ物と王の舞

の舞が思い出されてよい。現在、王の舞は若狭地方一帯の十六箇所めるとするならば、たとえば童児ないし少年によって演じられる王開については不明な点が多いが、現行の儀礼のなかに手がかりを求このように、変形の一途をたどった若狭の一つ物の、その後の展

(で) はて は で が で で が で で が で で が で で が で で が で で が で で が で で が で が で で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で で で が で で で が で が で が で が で が で が で が で が で で で が で で が で が で が で が で が で が で が で が で で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で で が で が で で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で が で

(1) 閻見神社の王の舞。現在では四月五日に行なわれる祭礼のないに、一つ物らしき童児に該当する役は見つけられないが、そのかかに、一つ物らしき童児に該当する役は見つけられないが、そのか数を兼ね備えている。舞い手は、大人の女帯を結び下げ、水干状の浄徴を兼ね備えている。舞い手は、大人の女帯を結び下げ、水干状の浄でいており、御幣を思わせる(写真8)。上井久義は、閻見神社の祭礼で現在子供が担当するのがこの王の舞だけであることを指摘し、祖で現在子供が担当するのがこの王の舞だけであることを指摘し、電児と女帯という不自然な組合せに注意を喚起している。なお、この点についてはのちに氏の解釈を紹介することにしたい。

② 福井県三方郡三方町藤井の天満社の王の舞。四月二日の祭礼(3)

の鉾の鍔口には白布をまいて、大きな鈴をつけている(写真9)。 にはゴヘイサシ、ミコリカキ、王の舞といった三人の子役が登場する。そのうちの一人だけは、当人の子供から選ばれるが、それが男児のばあいはゴヘイサシに、女児のばあいはミコリカキに当てることになっている。王の舞は十二、三歳の男児によって奉仕され、薦をられて薦のところまで運ばれ、土に足をつけることをしない。装束としては、薄赤色の木綿でつくられた狩衣状の浄衣、および薄茶色の切り袴を着用し、赤い垂れを下げる。頭上には鶏のかたちをした銅製の鳥甲を戴き、白足袋と藁草履をはく。また、手にする木製の鉾の鍔口には白布をまいて、大きな鈴をつけている(写真9)。

コリカキと称する女児が登場しないのも、

闇見神社のばあいと同様

(写真11)。 (写真11)。 (写真11)。 (写真11)。 (写真11)。 (写真11)。 (写真11)。 (写真11)。

- る(写真13)。 上には侍烏帽子をかぶる。また、手に持つ鉾の鍔口には御幣をつけ当し、白の狩衣、白袴、白足袋といった白づくめの装束である。頭(6)遠敷郡上中町麻生野の日枝神社の王の舞。やはり小学生が担
- しており、鉾が同時に御幣でもあると観念されていたことが知れ(写真14)。鉾を採っての舞を、ここでは「御幣の儀」と呼びならわ烏帽子のようなものはない。鉾は白木づくりで、鍔口に榊をつける王の舞の装束は、裃、袴、白足袋であり、頭には白鉢巻きのみで、王の舞の装束は、裃、袴、白足袋であり、頭には白鉢巻きのみで、

る。

先端は腰まで垂れ下がることになる。また、鉾の上部には御幣が吊 をするほか、 た柄の着物に黒無地の袴をつけ、白足袋をはく。白布で額に鉢巻き あり、鼻高面をつけて鉾を持った「りょう舞」を演じるのである。 ょう舞」を担当するのは、小和田の小学生のなかで最年長の男児で 礼には、「りょう舞」と呼ばれる王の舞と田楽舞が奉納される。「り るされる (写真15)。 大人が担当したものと推察されよう。装束は次の通り。青みがかっ 「りょう舞」に用いる仮面は、子供には大きすぎるから、かつては (8)大飯郡高浜町小和田の伊弉諾神社の王の舞。十月十七日の祭(8) 別の白布で襷がけをして背中で大きく結ぶから、その

としては、敦賀市沓見の信露貴彦・久豆弥神社と三方郡美浜町佐田 ており、さほど古くない時期まで大人が担当していたと想像される の織田神社のものがあるが、大人の体型に合わせて規格がつくられ このほか、若狭地方の王の舞のうち、 ここでは省略する。 小年が担当する王の舞の例

学年あたりになると、童児とは言えないが――の芸能につくりかえ られていったことがわかる。それでは、この民俗的変容は、いかに このように童児あるいは少年による王の舞の事例を概観してくる 若狭に伝播した王の舞は、多くのばあい童児--小学生でも高

> 舞からは、これまで詳しく述べてきた一つ物の性格を読みとること はじめとして、童児ないし少年によって演じられるいくつかの王の て、本稿では一つ物に注目してきたのである。闇見神社の王の舞を して可能であったのか。この問いを解明するための手が が可能である。まとめて記してみよう。 カ りとし

1 (3) (6) (7) (8) 物が御幣と同一視されていたことと対応している。(⑴・⑵・ が御幣と観念されているばあいもある。これは、しばしば一つ 舞に用いる鉾に御幣や鈴などがつけられており、

鉾そのもの

- 2 外観を供えている。(②・⑷・⑹) 白づくめの装束に身を固めたりするなど、憑坐を彷彿とさせる 頭上に五色の色紙で飾りたてられたかぶりものをつけたり、
- 3 めぐる習俗とも通底している。(②・④) 面は前川神社の祭礼に登場するショットにも見られ、一つ物を に足をつけることを忌避する。王の舞ではないが、こうした局 行列のさいに付添いに背負われたり、肩車に乗るなど、 地面

がって、このような特徴は、必ずしも一つ物との関連で説明しなく けではない。ここではあくまで、一つ物の性格を受け継いだ側面の あることを、 もちろん、ここに紹介した王の舞は、そのまま一つ物と重なるわ 可能性として指摘しているにすぎないのである。

て、王の舞・田楽・獅子舞などの祭礼芸能とともに若狭に伝播したが、院政期に盛んに行なわれた祭礼における芸能構成の一環 としの事例にまたがって付け加えられたとするならば、そのような民俗的変容を準備する素地を、どこかに想定しなければならない。それの事がにまたがって付け加えられたとするならば、そのような民俗の造形として説明することも可能だろう。しかしながら、王の舞がてもよいのかもしれない。より一般的に、聖なる存在としての童児

うに述べている。 ところで**、**闇見神社の王の舞に触れた箇所で**、**上井久義は次のよ

ない。

であろら一つ物であったと考えたいのである。

女帯をした少年の姿は、藤井・向笠・田井における御幣振りとミュリ女帯をした少年の姿は、藤井・向笠・田井における御幣振りとミュリ女帯をした少年の姿は、藤井・向笠・田井における御幣振りとミュリ女帯をした少年の姿は、藤井・向笠・田井における御幣振りとミュリ女帯をした少年の姿は、藤井・向笠・田井における御幣振りとミュリ女帯をした少年の姿は、藤井・向笠・田井における御幣振りとミュリ女帯をした少年の姿は、藤井・向笠・田井における御幣振りとミュリ女帯をした少年の姿は、藤井・向笠・田井における御幣振りとミュリ女帯をした少年の姿は、藤井・向笠・田井における御幣振りとミュリ女帯をした少年の姿は、藤井・向笠・田井における御幣振りとミュリ女帯をした少年の姿は、藤井・向笠・田井における御幣振りとミュリ女帯をした少年の姿は、藤井・向笠・田井における御幣振りとミュリ

から、幣差し(ゴヘイモチ、ゴヘイカキなどとも称される)と同列とをしなかったが、これもやはり神聖な存在として神事に奉仕する本稿では、ミコリカキなどと称される女児については検討するこ

て、そのことによって新たな王の舞の造形を整えていったにちがいたいったことは、想像に難くない。おそらくはこのような儀礼が行扱ってゆく過程で、それぞれが保持していた独自の機能が共有され扱ってゆく過程で、それぞれが保持していた独自の機能が共有されなわれる場において、王の舞は一つ物と錯綜し、複合した。 そしなわれる場において、王の舞は一つ物と錯綜し、複合した。 そしなわれる場において、王の舞は一つ物と錯綜し、第一位をゴヘイカに置いて理解してよいのではないか。藤井では、第一位をゴヘイカに置いて理解してよいのではないか。藤井では、第一位をゴヘイカ

ことになる。すなわち、王の舞にこのような変形を加えてゆく民俗にさまざまであり、本稿で扱ったのか、という冒頭にも掲げておいた問いである。なるほど民俗社会において王の舞が示す定着の相はじついである。なるほど民俗社会において王の舞が示す定着の相はじついである。なるほど民俗社会において王の舞が示す定着の相はじついるのである。このような傾向を助長する要因として、一つ物の存在を指摘することはできても、それではなぜ一つ物が王の舞の変形に供せられたのかといった謎は、依然として解けないまま放り出されている。

ではあるまい。本稿の末尾に当たる次節は、そのために引かれる一本の補助線にでもなれば、と考えていて、ごく粗い設計図を描いておくことも、あながち無意味なことではあるまい。本稿の末尾に当たる次節は、そのために費やされるであろう。そのような試みが、あるいは日本芸能史の地勢を包括的であろう。そのような試みが、あるいは日本芸能史の地勢を包括的に理解するために引かれる一本の補助線にでもなれば、と考えていてである。

# 七、結びにかえて

絶きわまりないものであった。い。さっさい、祭礼の日が近づくと連日繰り返される猛練習は、壮い。じっさい、祭礼の日が近づくと連日繰り返される猛練習は、壮

較べるまでもなく、拙劣そのものである。

おのちがいは対照的ですらある。同じ王の舞でありながら、これほどまでに異なった印象を受けるのはなぜか。当然のことながら、童どまでに異なった印象を受けるのはなぜか。当然のことながら、童どまでに異なった印象を受けるのはなぜか。当然のことながら、童どまでに異なった印象を受けるのはなぜか。当然のことながら、立れはであり、芸としては決して高く評価できるものではなかった。及ど、到底できるはずもない。それらは、いずれもいかにも稚拙な内と、到底できるはずもない、別にないまでもなく、拙劣そのものである。

それでも、院政期には一つ物という名の童児が祭礼の呼びものとしてもてはやされ、あまつさえ風流の花形であった。この風潮は、してもてはやされ、あまつさえ風流の花形であった。この風潮は、らが奇を衒った感もある結びつきを称揚するのには、何かわけがあらが奇を衒った感もある結びつきを称揚するのには、何かわけがあるはずである。

はあるまいか。すなわち、修練を積んではじめて到達できる高度やおう。日本芸能史を貫く潮流には、二つの大きな基準があったので<sup>(8)</sup>

の、かなり大雑把な理解に関しては、しかし、山路興造が「風流」児による芸能などは、 さしずめ後者の典型ということに なる。 こて生まれ出る味わいを愛でる基準、この二つである。とすれば、童洗練といった技術に関わる基準と、技術や技巧ではなしに巧まずし

という美意識に言及しつつ、提示するところでもある。

「風流」というものは、一体どういう特色があって、どういう観点から我々は捉えたらいいんであろうか、と考えますと、私はその第一としら我々は捉えたらいいんであろうか、と考えますと、私はその第一としたのではないか……。ですから、二回、三回、同じものを本来的なものとたのではないか……。ですから、二回、三回、同じものを繰り返すところには、もう風流としての美意識は存在しないと考えます。一回性を特色としたということになりますと、そこには型の伝承というものがない、というのが、日本の大きな芸能伝承の仕方だ、といわれて おり まするというのが、日本の大きな芸能伝承の仕方だ、といわれて おり まするというのが、日本の大きな芸能伝承の仕方だ、といわれて おり まするというのが、日本の大きな芸能伝承の仕方だ、といわれて おり まするというのが、日本の大きな芸能伝承の仕方だ、といわれて おり まするというのが、日本の大きな芸能伝承の仕方だ、といわれて おりますんに、成り立っているのではないか、と考えておるんです。

政期に隆盛を誇った芸能としての風流の一つにほかならなかったこす」といった一節を読むとき、本稿が扱ってきた一つ物もまた、院(&) といった一節を読むとき、本稿が扱ってきた一つ物もまた、院おいて初めて芸能としての風流は その時代と場所を共有したその時にが、「この芸能としての風流は その時代と場所を共有したその時に深い洞察に満ちた氏の発言のすべてを理解できたわけで は ない

風流として、はじめてその姿を現わしたのであった。続けて氏は、せる趣向もわからないではない。なるほど、一つ物は祭礼におけることを意図していたのであれば、華やかに飾りたてた童児を馬にのとに、あらためて気づかされる。それが、まず人の耳目を驚かせる

風流のもう一つの大きな特色について語っている。

表現といったらいいかもしれません。
に一般の人たちの中に存在する美意識であり、また芸能であり、一つのに、「型」とか「繰り返し」とを拒否したところに存在したことと、同に、「型」とか「繰り返し」とを拒否したところに存在したことと、同に、「型」とか「繰り返し」とを拒否したところに存在したことと、同に一般の人たちの中に存在する美意識であり、またにあったのではなくて、素人にある現といったらいいかもしれません。

段階になると、技術的な水準を維持することはもはや至難の技であち、院政期に登場する一つ物とは、人の目を驚かせることに主眼をち、院政期に登場する一つ物とは、人の目を驚かせることに主眼をち、院政期に登場する一つ物とは、人の目を驚かせることに主眼をち、院政期に登場する一つ物とは、人の目を驚かせることに主眼をち、院政期に登場する一つ物とは、人の目を驚かせることに主眼をちたの時は、舞楽がそうであるように、当初こそ寸分狂わない高度の技術を要したはずである。しかし、やがて民俗社会に受容されるの技術を要したはずである。しかし、やがて民俗社会に受容されるの技術を要したはずである。しかし、やがて民俗社会に受容されるの技術を要したはずである。しかし、やがて民俗社会に受容されるの技術を要したはずである。しかし、やがて民俗社会に受容されるの技術を要したはずである。しかし、やがて民俗社会に受容されるの技術を要したはずである。しかし、やがて民俗社会に受容されると、技術的な水準を維持することはもはや至難の技であり、の技術を要したはずである。

に傾斜していったにちがいない。 ったから、もう一つの可能性、すなわち風流としての芸能へと急速

受けた地域であったとも考えられるから、どのようなか たちで あ 通じる街道沿いの集落であった。しかも、地理的には京都に最も近 まで童児の王の舞を保持してきたところは、多くのばあい、京都に の契機は、京都や奈良の大社寺の祭礼で評判を呼んだ一つ物が若狭 てゆく過程でもあった。 めたのかもしれない。それは一方で、一つ物が風流の精神を手放し かしたら、童児が勤める一つ物を神の憑坐と見なすよう な 想 像 力 れ、一つ物が定着する地域としては最もふさわしい。そして、もしれ、一つ物が定着する地域としては最もふさわしい。その はさまざまな経路で京都から流入する情報や文化の影響を最も強く い、比較的狭い地域に密集していたのである。この一帯は、あるい に伝播したことに求めてよいと思われる。じっさい、今日にいたる もちろん、王の舞を童児の芸能につくりかえることになった直接 そのような定着の過程で、ようやくゆるやかな速度で働きはじ

物の消息にできるだけ目を開いてゆくことだ。そうすれば、早い時 学的解釈に対しては疑いを投げかけ、生まれては消えていった一つ ら、いまは精一杯控え目に語っておくことにしよう。少なくとも、 つ物をただちに神の憑坐であるとして片づけてしまうような民俗 しかし残念ながら、それを確かめるすべは残されていない。だか

> 期に風流の花形の座からすべり落ちて、いまでは微弱な輝きしか放 ぐる場のありかたは、きっと描き出せるはずである。 てなくなってしまった一つ物を通してでも、芸能としての風流をめ

- (1) 民俗学研究所編『総合日本民俗語彙』第三巻、 平凡社、一 九 五 五 年、一三一五頁。
- 2 西角井正慶編『年中行事辞典』、 東京堂出版、一九五八年、 六八〇
- 3
- (4) 永島福太郎「春日若宮祭と一っ物」『藝能史研究』 第九七号、 一九 八七年、ならびに同「播州の神事稚児「一っ物」」『兵庫県の歴史』第 石上堅『日本民俗語大辞典』、桜楓社、一九八三年、一一一八頁。
- (5) 以下の論述は、主として永島福太郎「春日若宮祭と「一っ物」」に 二三号、一九八七年、参照。

よった。

- (6) この一節は、関白藤原師通が延暦寺の呪咀を受けて重病に罹ったた め、その母麗子が日吉社に密かに参籠したさいに、奉納するべきもの として立願した内容を記している。
- (7) 祇園御霊会の馬長(馬長童)については、たとえば山路興造「祇園 御霊会の芸能―馬長童・久世舞車・羯鼓稚児―」『藝能史研究』 第九 四号、一九八六年、を参照のこと。
- 8 永島福太郎「播州の神事稚児「一っ物」」、五頁
- 9 同書、四—六頁、参照。
- 10 同書、六・十二頁、参照。

同「春日若宮祭と一っ物」、一一一二百、

12 同書、一一頁。

 $\widehat{\mathfrak{U}}$ 

同書、一五頁。なお、同様に風流化の道筋を想定する指摘は、曽根

べ、慎重な態度を表明している。として風流化してゆく段階での変化とみて解決するか どう か」と 述の一つ物が登場することの説明として、「本来の機能が失われ、 稚児一九頁、にも見受けられる。氏は、曽根、大塩両天満宮において複数文省「東播磨の一ツ物神事」『近畿民俗』 第六十四号、 一九七五年、

- (14) 同書、七頁。
- (16) 祭礼芸能のこうした構成については、山路興造の一連の論考が参考(16) 祭礼芸能のこうした構成については、川路興造の一連の論考が参考の成立と展開」『藝能史研究』第六〇号、一九七八年、を挙げておこう。心として―」『藝能史研究』第六〇号、一九七八年、を挙げておこう。
- 笠をかぶった馬長の一行が単独で描かれていた。 ちないぶった馬長の一行が単独で描かれていた。 巻九には田楽、大幣、巫女、王の舞、獅子舞、神輿、細男などのく。 巻九には田楽、大幣、巫女、王の舞、獅子舞、神輿、細男などのよこれてはいるものの、さしあたり『年中行事絵巻』を 挙 げて お が呈されてはいるものの、さしあたり『年中行事絵巻』を 挙 げて お が 呈されてはいるものの、さしあたり『年中行事絵巻』を 挙 げて お が 呈されてはいるものの、さしかれていた。
- 九二号、一九七六年。(18) 山路興造「宇都宮二荒山神社式年造宮芸能記録」『藝能史研究』第
- (19) 橋本、前掲書、一四頁。
- 庫県加東郡教育委員会、一九八一年、五六頁。20) 植木行宜「上鴨川住吉神社の芸能」『上鴨川住吉神社の神事舞』、兵
- (21) 永島福太郎「播州の神事稚児「一っ物」」、三頁。
- 一九六九年、四七三―四七五頁。22) 柳田国男「氏神と氏子」『定本柳田国男集』 第十一巻、 筑摩書房、
- 四頁。(3) 萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』、 吉川弘文館、一九六二年、 二一(3) 萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』、 吉川弘文館、一九六二年、 二一

- (学) 東條寬「粉河六月会と童児頭人―粉河祭の歴史民俗 学的 研 究―」 ないでおく。
- ―四五頁。
- (26) 柳田国男「片葉蘆考」『定本柳田国男集』第二十七巻、筑摩書房、(26) 柳田国男「片葉蘆考」『定本柳田国男集』第二十七巻、 筑摩書房、 とにあると見えて、一つ物そのものについては、ごく簡単な解説にととにあると見えて、一つ物そのものについては、ごく簡単な解説にととにあると見えて、一つ物そのものについては、ごく簡単な解説にととにあると見えて、一つ物そのものについては、ごく簡単な解説にととにあると見えて、一つ物そのものについては、ごく簡単な解説にといるのは残念である。
- (27) 柳田国男「日本の祭」『定本柳田国男集』第十巻、筑摩書房、 一九と言っているのに 死糸である
- 九年、四七三一四七四頁。(28) 同「氏神と氏子」『定本柳田国男集』第十一巻、 筑摩書房、 一九六

六九年、一八三頁。

- (2) 中山太郎「一つ物」『土俗と伝説』第一巻第三号、一九一八年。
- (31) 同書、二二五頁。
- (32) 伊波普猷「をなり神の島」『伊波普猷全集』 第五巻、 一九七四年、

と。平凡社、に収められた「かざなおり考―羽毛を翳す風習」を参照のこと。

- 央公論社、一九七一年、四九九―五〇〇頁。(3) 折口信夫「春日若宮御祭り」『折口信夫全集ノート編』 第五巻、中
- 一九五三年、七二九―七三○頁。(35) 堀一郎『我が国民間信仰史の研究』(二) 宗教史編、東京創元社、
- 社、二二四―二二五頁。 社、二二四―二二五頁。 萩原龍夫「祭り方」『日本民俗学大系』 第8巻 信仰と民俗、平凡
- 7 竹田聴洲「神の表象と祭場」『日本民俗学大系』 第8巻 信仰と民
- 平凡社、二二四―二二五頁、参照。 #之口章次「幼少年期」『日本民俗学大系』第4巻 社会と民俗〓、
- 40) 東條寬、前掲書、四五頁。
- (41) 同書、四五—四六頁。
- いち断ることをしなかった。これまで言及しなかったものに限って、(42) 一つ物の諸相を見渡すために参考にした主な文献については、いち

ここに一括して挙げておく。

- 年、の「ヒトツモノ」の項 中山太郎編『日本民俗学辞典』(覆刻版)、名著普及会、一九八〇
- とつもの」の項(萩原龍夫執筆)② 大塚民俗学会編『日本民俗事典』、弘文堂、一九七二年、の「ひ
- また、『コマ界「1つか」に1~11日頁、こま、1つかににない。弘文堂、一九七八年、九八―一〇一頁。同「まつりと象徴」『神々と村落―歴史学と民俗学との接点―』

心を向けていると思われるものに限定している。ただし、以下で註に掲げる論考および報告は、一つ物に主要な関する事例が最も多く集成されており、 参考になるところが 大 き かっまた、中山太郎「一つ物」二一―二四頁、には、一つ物とそれに類

(43) 東條寬、前掲書、参照。

- (4) 和歌山県編『和歌山県文化財調査報告書』(八)、歴史図書社、一九とがある。民俗学研究所編、前掲書、一三一五頁、参照。そのほかに、それじたいで問題の多い論考ではあるが、東條寛「粉河六月会と速玉大社御船祭─童児頭人の 歴史民俗学的研究─」に「粉河六月会と速玉大社御船祭─童児頭人の 歴史民俗学的研究─」に「粉河六月会と速玉大社御船祭─童児頭人の 歴史民俗学的研究─」によいある。民俗学研究所編、前掲書、一二一五頁、参照。
- およびそれに類する事例を集成しており、それぞれ有益である。宮、荒井神社、崎宮神社の一つ物神事を紹介し、四社の事例を比較す宮、荒井神社、崎宮神社の一つ物神事を紹介し、四社の事例を比較する。 曽根文省、前掲書、 ならびに喜多慶治『兵庫県民俗芸能誌』、錦正(45) 曽根文省、前掲書、 ならびに喜多慶治『兵庫県民俗芸能誌』、錦正
- 事』、文化財保護委員会、一九六六年、一三一―一三二、一三九頁、46) 文化財保護委員会編『無形の民俗資料記録 第四集「やま」の 神

多 服

- 二章附節「宇治離宮祭について」、を参照のこと。 六九○一六九五頁、参照。なお、この事例の歴史的な側面について、介入○十六九五頁、参照。なお、この事例の歴史的な側面について、行り、若原英弌「民衆と芸能」『宇治市史』3、宇治市役所、一九七六年、
- 四五頁。(48) 東條寛「粉河六月会と 童児頭人―粉河祭の 歴史民俗学的研究―」、
- 大社、一九八二年、六頁、参照。 大社、一九八二年、六頁、参照。
- (i) 三禺台维「羽宮卸坤事の既論」『羽宮の卸坤事 長野県無形文化材めいうとのことである」(「まつりと象徴」、四八頁)と述べている。をもたせて(母が抱いて)神興の前を行かせる。これをツチツカズと祭の稚児は、一本萱とよばれ、祭までの一年間に生れた子は、管一本(5) おそらく同じ事例のことであると思われるが、萩原龍夫は「ここの(5) おそらく同じ事例のことであると思われるが、萩原龍夫は「ここの(5) おそらく同じ事例のことであると思われるが、萩原龍夫は「ここの(5) おそらく同じ事例のことであると思われるが、萩原龍夫は「ここの(5) により、「1000円では、「1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円であると思われるが、萩原龍夫は「ここの(5000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1000円では、1
- (52) 岩崎敏夫「農耕神事の一形態―御宝殿熊野神社祭礼の分析―」『東大が多かった」と述べている。 おっかった」と述れているが、神さまがおつきになっているが、動使が眠るということはい。(中略)今は託宣は無くなっているが、動使が眠るということはい。(中略)今は託宣は無くなっているが、動使が眠るということはいい。(中略)今は託宣は無くなっているが、動使が眠るということはがいいで、神の言葉として稲作の豊凶を占ったことに間違い ある まがついて、神の言葉として稲作の豊凶を占ったことに間違い あるまがのが、動使の姿を、神さまがおつきになったと見もし、また云いもしている。人が多かった」と述べている。
- 12号、一九六七年、四八丨五三頁、参照。(5) 吉村淑甫「憑依童子―土佐における 神がかりの儀式―」『まつり』
- 54) 中山太郎「一つ物の研究」、二〇二頁。
- (55) 橋本「仕掛けとしての演劇空間―弥美神社の祭礼と 芸 能―」『国立

- の演劇性「、参照。 歴史民俗博物館研究報告』第二十五集、一九九〇年、の第六節「儀礼
- 年、三八八一三八九頁。))上井久義「宮座儀礼の構成」『日本民俗の源流』、創元社、一九六九
- (57) 永島福太郎「播州の神事稚児「一っ物」」、六頁。
- (5) 上井久義「宮座と斎童」、二八○頁、参照
- 化財調査報告』第25集、一九七五年、を参照のこと。(6)前川神社の祭礼については、斎藤槻堂「前川神社の例祭神事」『文
- 三号、一九七六年、三九頁、参照。(61) 朝比奈威夫「若狭の「一つ物」—事例二つ—」『えちぜんわかさ』第
- ―十二頁、を参照のこと。――若干の事例と考察――」『民俗と歴史』第四号、 一九七七年、十本民俗の源流』が詳しい。ほかには、 朝比奈威夫「若狭地方 の 宮 座3) 刀根の霜月祭については、とくに上井久義 「頭屋儀礼の諸相」『日
- (63) 朝比奈威夫「若狭の「一つ物」―事例二つ―」、三九頁、参照。
- 次第」を参照のこと。
  三七八一三八三頁、ならびに橋本、前掲書、の第四節「弥美神社祭礼品) 新庄の日吉神社の祭礼については、上井久義 「宮座儀礼の構成」、
- (6) 橋本、前掲書、の第四節「弥美神社祭礼次第」、参照
- 究』第十四巻第五号、一九六九年、に収集されている。ところもあるが、斎藤槻堂 「若越における人身御供考」『若狭郷土研(6) 若狭に広く残る人身御供の伝承については、やや牽強付会にすぎる
- (67) 上井久義「頭屋儀礼の諸相」、三一八頁、参照。

- 同書、三四二頁
- 69 同「宮座と斎童」、二八一頁。
- 目して、分析を試みたことがある。 布と特色―」において、王の舞の演者が属する年齢階層のちがいに注 研究「民俗の地域差と地域性」平成元年度第1回研究会において行な んも、一九八九年六月二十四日に開催された国立歴史民俗博物館特定 ○−二五頁、に十六件の王の舞について概観がのる。また、筆者じし った研究発表「民俗芸能の地域差と地域性―若狭における王の舞の分 入江宜子「若狭の民俗芸能と祭」『まつり』49号、 一九八八年、 一
- を参照のこと。 沿岸における王の舞の綜合的研究―』、民俗文化研究所、一九六七年 神社に残る王の舞の研究」『日本にのこる民間音楽の研究― ― 若狭湾 斎藤槻堂「闍見神社例祭神事」、 ならびに水原渭江 「成願寺の闍見
- 72 上井久義「宮座と斎童」、二八一一二八二頁、参照。
- に水原渭江「藤井の天満宮に残る王の舞の研究」『日本にのこる 民間 藤井と相田の宮座とその儀礼について詳細な分析を試みている。 のこと。また、上井久義「宮座の階層と儀礼」『日本民俗の源流』、も 音楽の研究――若狭湾沿岸における王の舞の綜合的研究―』、を 参照 斎藤槻堂「天満神社例祭神事」『文化財調査報告』第十集、ならび
- 昭和六十年(一九八五)に行なった現地調査による。
- (75) 水原渭江 「相田の天満宮に残る王の舞の研究」『日本にのこる民間 音楽の研究――若狭湾沿岸における王の舞の綜合的研究―』、参照。
- を参照のこと。ただし、神社の名称は能登野神社ではなく、能登神社 る民間音楽の研究—— 若狭湾沿岸における王の舞の綜合的研究—5、 水原渭江「能登野の能登野神社に残る 王の舞の研究」『日本にのこ
- 二―二九三頁、ならびに同「若狭・四つの「王の舞」 資料」 『えちぜ んわかさ』第二号、一九七六年、六二一六三頁、を参照のこと。 朝比奈威夫「鼻高と獅子」『芸能論纂』、錦正社、一九七六年、二九

- 同「若狭・四つの「王の舞」資料」、六四一六五頁、を参照のこと。
- (79) 同「鼻高と獅子」、二九二頁、ならびに同「若狭・四つの「王の舞」 資料」、六三一六四頁、を参照のこと。
- 九八八年、を参照のこと。 入江宣子「高浜町小和田の田楽舞」『えちぜんわかさ』 第九号、 一
- 81 上井久義「宮座と斎童」、二八三頁。
- 同書、二八三頁、ならびに同「宮座の階層と儀礼」、三一二頁、参照
- 83 82 昭和六十年(一九八五)に行なった現地調査による。
- 民俗博物館研究報告』第二十一集、一九八九年、参照。 橋本「演じられる現実―王の舞をめぐる 民俗的変容―」『国立歴史
- 85 以下、山路興造氏との対話に、その多くを負っている。
- 86 九年、八頁。なお、このシンポジウムにおける山路興造の 発表 は、 「風流と芸能」と題されている。 シンポジウム「風流と伝承」『伝承文学研究』 第三十六号、 一九八
- 87 同書、八頁。
- (88) 同書、九頁。
- (8) こうした見解は、国立歴史民俗博物館特定研究「民俗の地域差と地 の地域差と地域性―若狭における王の舞の分布と特色―」において、 域性」平成元年度第1回研究会において行なった研究発表「民俗芸能 述べたことがある。

の渡辺伸夫氏に便宜をはかっていただいた。末筆ながら、深く謝意を表し 受けた。また、いくつかの文献の閲覧については、早稲田大学演劇博物館 お、本稿を作成するに当たっては、いつもながら山路與造氏から御教示を る王の舞の現地調査の過程で、次第にかたちをなしてきたものである。な 本稿は、昭和五十九年(一九八四)以来継続している、若狭地方におけ

民俗研究部

"Hitotsumono" in the Wakasa Region

—Paying Attention to the Relations with

"Oh-no-Mai" (King's Dance)—

### Hashimoto Hiroyuki

Among the divine services being conducted in all over Japan, a child called "Hitotsumono" often appears. In the conventional studies, the Hitotsumono has been thought to be the enbodiment of the god. However, it seems necessary to understand it as one of the styles of "Furyû" in the festivals that were popular in Kyôto and Nara during the Insei period.

In this paper, attempts are made to put in order the general ideas about the Hitotsumono based on the results of the bibliographical researches in order to rearrange the history of researches on the Hitotsumono that have been conducted mainly in the field of folklore. Also, the various cases of Hitotsumono spread all over Japan are surveyed to obtain a clue to elucidate the distinctive features of the Hitotsumono seen in the Wakasa region of Fukui Prefecture.

Hitotsumono in the Wakasa region is thought to be propagated from Kyôto and Nara together with "Oh-no-Mai" (King's Dance), "Shishi-Mai" (Lion's Dance), and so on. Especially, Hitotsumono is closely related to the transfiguration of King's Dance in the folkloric society. In this paper, through the work to examine the Hitotsumono in the wakasa region and the related cases in details, it has become clear that a trace of the Hitotsumono is inherited in King's Dance performed by a child. By taking the Hitotsumono into account, a part of the quality of the folkloric imagination that transformed King's Dance may have been elucidated.

As a result, it has become clear that it is necessary not only to examine the Hitotsumono in the religious aspect but also to understand as one of the styles of "Furyû" in the festivals. It is assumed that this issue contains the important proposition that may lead to a major stream run through the Japanese performing art history.



写真2 御宝殿熊野神社の勅使



写真1 曽根天満宮の一つ物頭人



写真4 前川神社のショット



写真3 弥美神社の大御幣差し



写真6 幣串に乗る弥美神社の大御幣差し



写真5 新庄の日吉神社の幣差し



写真8 闇見神社の王の舞

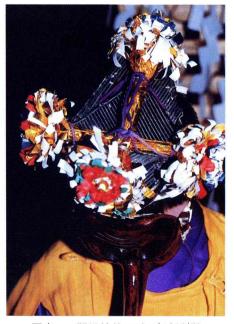


写真7 闇見神社の王の舞(頭部)



写真10 相田の天神社の王の舞



写真 9 藤井の天満社の王の舞



写真12 小原の石按神社の王の舞



写真11 能登神社の王の舞



写真14 海士坂の天満神社の王の舞



写真13 麻生野の日枝神社の王の舞



写真15 小和田の伊弉諾神社の王の舞(田中敏博氏撮影)